◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２５９号（H26. 8. 1）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（７月２５日～７月３１日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）乗合バスとレンタカーの正面衝突事故
（３）タクシーが後退中に路肩に転落した事故
（４）個人タクシーの運転者が死亡
（５）高速道路での衝突事故
（６）トラックの追突事故①
（７）トラックの追突事故②
２．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
３．「第９回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
４．「事業用自動車事故調査委員会」の発足について
５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
６．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
７．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
８．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
９．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１１．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

転倒した模様。

（２）乗合バスとレンタカーの正面衝突事故
７月２８日（月）午後５時頃、長崎県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客４名を乗せて運行中、対向車線を走行していたトラック（レンタカー）が中央車線を越えてきたことにより、当該バスと正面衝突した。
この事故により、トラックの運転者が死亡、バスの乗客及び運転者に怪我はない模様。
事故現場はつづら折りの道路で、トラックが中央車線を越えてきた理由は調査中であるが、当該バスの運転者は回避する間もなく正面衝突した模様。

（３）タクシーが後退中に路肩に転落した事故
７月２８日（月）午後０時５０分頃、広島県の私道において、同県に営業所を置くタクシーが乗客を降車させた後、道路へ出ようと後退中に、誤って道路脇に転落（落差１メートル程度）した。
この事故による負傷者はなし。
事故現場は幅員２．５メートルの私道で、乗客を自宅で降車させた後、敷地内が狭く転回ができなかったため、進入してきた道路を後退していたが、道路が傾斜しており、併せて後方の確認が十分でなかったため、後輪が路肩から滑り落ち、その後、車体が転落した。

（４）個人タクシーの運転者が死亡
７月３０日（水）午前０時頃、千葉県において、同県に営業所を置く個人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、運転者が突然意識を失い、道路脇に衝突して停止した。
これにより、当該運転者は病院に搬送されたが死亡、乗客は軽傷の模様。
運転者の死亡原因については現在調査中。

（５）高速道路での衝突事故
７月２６日午後５時４０分頃、富山県の高速道路上にある片側一車線の対面通行トンネル内において、オートバイが追越しをかけ対向車線にはみだしたところ、マイクロバス（レンタカー）と正面衝突し、そのはずみでマイクロバスが岐阜県に営業所を置く大型トラックと衝突した。
この事故により、オートバイの運転者が死亡し、マイクロバスは運転者を含め１５名が重軽傷を負った模様。

（６）トラックの追突事故①
７月２８日（月）午後０時２５分頃、鳥取県の高速道路において、福岡県に営業所を置くトラックを含む車両４台が関係する多重衝突事故が発生した。
事故は、工事による片側１車線の交互通行規制のために減速した乗用車に、ト

ラックが追突し、そのはずみで乗用車が前の車に追突し、玉突き事故となったもの。
この事故により４台の車に乗っていた１３人全員が負傷（重傷１名、軽傷１２名）した模様。トラックの運転者に怪我はなかった。

（７）トラックの追突事故②
７月２８日（月）午後９時４０分頃、滋賀県の高速道路において、兵庫県に営業所を置く大型トラックが渋滞していた車の列に追突、乗用車４台を巻き込む事故が発生した。
この事故により乗用車の乗員１１人が軽傷、当該トラックの運転手も膝の打撲の軽傷を負った。

◇◇◇

告など、会社の経営層から運行管理者等の皆様まで幅広く聴講いただけるプログラムでお送りします。

セミナーの詳細・申込方法はNASVAのＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.nasva.go.jp/gaiyou/houdou01/2014/140630.html

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。
今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

れを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆